



県 章

# 滋賀県公報

平成 16 年 (2004 年)  
 3 月 15 日  
 第 2308 号  
 月曜日

毎週月・水・金曜 3 回発行

## 目 次

### 告 示

|  |     |
|--|-----|
| 滋賀県生活排水対策の推進に関する条例施行規則 第 5 条第 1 項の規定により指定する区域 (廃棄物対策課) ..... | 231 |
| 滋賀県漁業調整規則に基づく聴聞の告示 (水産課) .....                               | 236 |
| コイヘルペスウイルス病のまん延防止のための委員会指示に基づく水域の範囲 (水産課) .....              | 236 |
| 車両制限令に基づく道路および通行方法の指定 (道路課) .....                            | 236 |

### 公 告

|                                  |     |
|----------------------------------|-----|
| 都市計画変更の図書の写しの縦覧公告 (下水道建設課) ..... | 239 |
| 大規模小売店舗の変更の届出の公告 (中小企業振興課) ..... | 239 |
| 争議行為の通知公告 (労政能力開発課) .....        | 240 |

### 地 域 振 興 局 告 示

|  |     |
|--|-----|
| 土地改良事業の実施に伴い、字の区域および名称を変更する旨の届出 (湖北) ..... | 240 |
|--|-----|

### 地 域 振 興 局 公 告

|                                    |     |
|------------------------------------|-----|
| 軽油引取税免税証用紙無効公告 (湖東) .....          | 241 |
| 軽油引取税免税軽油使用者証用紙無効公告 (東近江、湖東) ..... | 241 |
| 土地改良区役員退任および就任公告 (湖北) .....        | 242 |

### 琵琶湖海区漁業調整委員会指示

#### 内水面漁場管理委員会指示

|                                  |     |
|----------------------------------|-----|
| コイヘルペスウイルス病のまん延防止のための委員会指示 ..... | 242 |
|----------------------------------|-----|

#### 内水面漁場管理委員会告示

|                                       |     |
|---------------------------------------|-----|
| 平成 16 年度内水面における第 5 種共同漁業権の目標増殖量 ..... | 243 |
|---------------------------------------|-----|

## 告 示

### 滋賀県告示 第 130 号

滋賀県生活排水対策の推進に関する条例施行規則 (平成 8 年 滋賀県規則 第 52 号) 第 5 条第 1 項の規定により、下水道の供用の開始が確実に見込まれる区域を次のとおり指定し、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

平成 15 年 滋賀県告示 第 112 号 (滋賀県生活排水対策の推進に関する条例施行規則 第 5 条第 1 項の規定により指定する区域) は、平成 16 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

平成 16 年 3 月 15 日

滋賀県知事 国 松 善 次

| 市 町 村 | 区   | 域 |
|-------|---|---|
| 大 津 市 | 伊香立途中町、伊香立上龍華町、伊香立下龍華町、伊香立上在地町、伊香立北在地町、伊香立生津町、伊香立向在地町、伊香立南庄町、真野佐川町、真野大野一丁目、真野大野二丁目、真野普門一丁目、真野普門二丁目、真野普門三丁目、真野家田町、真野谷口町、真野一丁目、真野二丁目、真野三丁目、真野四丁目、真野五丁目、真野六丁目、今堅田一丁目、今堅田二丁目、今堅田三丁目、本堅田一丁目、本堅田二丁目、本堅田三丁目、本堅田四丁目、本堅田五丁目、堅田一丁目、衣川一丁目、衣川二丁目、衣川三丁目、仰木二丁目、仰木三丁 |   |

|       |   |
|-------|---|
|       | <p>目、仰木四丁目、仰木五丁目、仰木六丁目、仰木七丁目、仰木の里東八丁目、雄琴一丁目、雄琴二丁目、雄琴三丁目、雄琴四丁目、雄琴五丁目、雄琴六丁目、苗鹿一丁目、苗鹿二丁目、苗鹿三丁目、千野一丁目、千野二丁目、千野三丁目、坂本一丁目、坂本二丁目、坂本三丁目、坂本四丁目、坂本五丁目、坂本六丁目、坂本七丁目、坂本八丁目、木の岡町、比叡辻一丁目、比叡辻二丁目、下阪本一丁目、下阪本二丁目、下阪本三丁目、下阪本四丁目、下阪本五丁目、下阪本六丁目、穴太一丁目、穴太二丁目、穴太三丁目、唐崎一丁目、唐崎二丁目、唐崎三丁目、唐崎四丁目、弥生町、蓮池町、あかね町、見世一丁目、見世二丁目、際川一丁目、際川二丁目、際川三丁目、際川四丁目、滋賀里一丁目、滋賀里二丁目、滋賀里三丁目、滋賀里四丁目、高砂町、神宮町、南志賀一丁目、南志賀二丁目、南志賀三丁目、南志賀四丁目、鏡が浜、勸学一丁目、勸学二丁目、柳川一丁目、柳川二丁目、松山町、柳が崎、錦織町、山中町、比叡平一丁目、比叡平二丁目、比叡平三丁目、藤尾奥町、稻葉台、茶戸町、横木一丁目、横木二丁目、追分町、大谷町、小関町、山上町、園城寺町、神出開町、逢坂一丁目、逢坂二丁目、鶴の里、膳所上別保町、膳所平尾町、膳所池の内町、若葉台、国分二丁目、北大路三丁目、赤尾町、石山寺一丁目、石山寺辺町、南郷三丁目、南郷四丁目、南郷五丁目、南郷六丁目、石山南郷町、千町三丁目、千町四丁目、大石東一丁目、大石東二丁目、大石東三丁目、大石東四丁目、大石東五丁目、大石東六丁目、大石東七丁目、大石中一丁目、大石中二丁目、大石中三丁目、大石中四丁目、大石中五丁目、大石中六丁目、大石中七丁目、大石淀一丁目、大石淀二丁目、大石淀三丁目、大石龍門一丁目、大石龍門二丁目、大石龍門三丁目、大石龍門四丁目、大石龍門五丁目、大石龍門六丁目、稻津一丁目、稻津二丁目、稻津三丁目、稻津四丁目、黒津一丁目、黒津二丁目、黒津三丁目、太子一丁目、太子二丁目、石居一丁目、石居三丁目、関津一丁目、関津二丁目、関津三丁目、関津四丁目、関津五丁目、関津六丁目、里一丁目、里二丁目、里四丁目、里五丁目、里六丁目、里七丁目、枝一丁目、枝二丁目、枝三丁目、枝四丁目、森一丁目、森二丁目、森三丁目、羽栗一丁目、羽栗二丁目、羽栗三丁目、上田上堂町、上田上中野町、上田上平野町、上田上牧町、上田上芝原町、上田上新免町、大將軍一丁目、大將軍二丁目、大將軍三丁目、大萱四丁目、大萱五丁目、大萱六丁目、大萱七丁目、瀬田南大萱町、月輪一丁目、月輪二丁目、月輪三丁目、月輪四丁目、月輪五丁目、瀬田月輪町、栗林町、一里山六丁目、一里山七丁目、大江一丁目、大江二丁目、大江三丁目、大江四丁目、大江五丁目、大江六丁目、大江七丁目、大江八丁目、瀬田大江町、神領二丁目、神領三丁目、神領四丁目、神領五丁目、瀬田神領町、瀬田一丁目、瀬田二丁目、瀬田三丁目、瀬田四丁目、瀬田五丁目、瀬田六丁目、野郷原一丁目および野郷原二丁目の各一部</p> |
| 彦根市   | <p>幸町、広野町、沼波町、元岡町および安清東町の各全部<br/>後三条町、立花町、中央町、錦町、河原一丁目、銀座町、本町一丁目、戸賀町、野瀬町、平田町、長曾根南町、小泉町、西今町、中藪町、長曾根町、芹町、山之脇町、岡町、宇尾町、竹ヶ鼻町、里根町、松原町、古沢町、外町、安清町、芹川町、宮田町、原町、東沼波町、西沼波町、大堀町、地蔵町、開出今町、甘呂町、八坂町、須越町、三津屋町、日夏町、大藪町、小野町、佐和山町、鳥居本町、南川瀬町、野口町、出町、川瀬馬場町、極楽寺町、森堂町、辻堂町、蓮台寺町、金剛寺町、堀町、犬方町、清崎町、賀田山町、榆町、千尋町、太堂町、安食中町、高宮町、三津町、金沢町、稻部町、肥田町、海瀬町、野良田町、稻枝町、彦富町、金田町、出路町、石寺町、下岡部町、田原町、大東町、和田町、上岡部町、上西川町、甲崎町、下西川町および葛籠町の各一部</p>   |
| 長浜市   | <p>宮前町、末広町、南高田町、三和町、八幡東町、平方町、大辰巳町、室町、永久寺町、大亥町、下坂中町、寺田町、田村町、高橋町、宮司町、小堀町、南小足町、新栄町、加納町、榎木町、南田附町、七条町、川崎町、山階町、口分田町、新庄寺町、新庄中町、新庄馬場町、森町、相撲町、列見町、十里町、神照町、八幡中山町、祇園町、保田町、小沢町、下之郷町、泉町、春近町、東上坂町、西上坂町、千草町、今町、大東町、今川町、垣籠、保多町、堀部町、石田町および加田町の各一部</p>  |
| 近江八幡市 | <p>南本郷町一丁目、南本郷町二丁目、南本郷町三丁目、若葉町一丁目、若葉町二丁目、若葉町三丁目、若葉町四丁目、若葉町五丁目、篠原町一丁目、篠原町二丁目、篠原町三丁目、上野町、柳町一丁目、柳町二丁目、柳町三丁目、丸の内町、田中江町、西本郷町、金剛寺町、益</p>  |

|      |  |
|------|--|
|      | 田町、森尻町、池田本町、野田町、日杉町、安養寺町、赤尾町、若宮町、日吉野町、大房町、牧町、杉森町、東町、竹町、東横関町、東川町、友定町、武佐町、末広町、千僧供町、西宿町、西生来町の各全部<br>加茂町、南津田町、津田町、西庄町、浅小井町、八木町、小田町、新町四丁目、小幡町上、本町五丁目、池田町五丁目、板屋町、北末町、土田町、中村町、宇津呂町、音羽町、出町、八幡町、多賀町、北之庄町、市井町、舟木町、上田町、鷹飼町、長田町、古川町、中小森町、大森町、堀上町、白鳥町、馬淵町、江頭町、十王町、沖島町、野村町、長福寺町および長光寺町の各一部   |
| 八日市市 | 上平木町、平田町、柏木町、市辺町、糠塚町、三津屋町、野口町、布施町、蛇溝町、瓜生津町、上大森町、大森町、尻無町、下二俣町、柴原南町、芝原町、寺町、岡田町、御園町、林田町、五智町、中小路町、妙法寺町、神田町、野村町、外町、川合寺町、札の辻一丁目、札の辻二丁目、建部日吉町、建部瓦屋寺町、建部下野町、建部上中町、建部北町、建部堺町、建部南町、栄町、今崎町、東今崎町、今堀町、小今町、小脇町、松尾町、浜野町、東浜町、八日市町、上之町、清水一丁目、清水二丁目、金屋一丁目、聖和町、沖野二丁目、沖野三丁目、沖野五丁目および土器町の各一部  |
| 草津市  | 下物町、芦浦町、長束町、上寺町、新堂町、駒井沢町、集町、川原町、川原二丁目、川原三丁目、川原四丁目、平井三丁目、上笠一丁目、上笠四丁目、野村五丁目、下笠町、北山田町、山田町、南山田町、木川町、御倉町、草津町、西矢倉一丁目、西矢倉二丁目、西矢倉三丁目、橋岡町、矢橋町、新浜町、野路町、南笠町、野路東三丁目、追分町、青地町、岡本町、山寺町および馬場町の各一部  |
| 守山市  | 今宿町、今宿二丁目、勝部三丁目、焰魔堂町、千代町、伊勢町、二町町、古高町、大門町、横江町、下之郷町、吉身五丁目、岡町、立入町、金森町、三宅町、大林町、欲賀町、森川原町、赤野井町、矢島町、石田町、十二里町、小島町、播磨田町、今市町、荒見町、笠原町、中町、川田町、洲本町、木浜町、今浜町および水保町の各一部  |
| 栗東市  | 坊袋、川辺、安養寺一丁目、安養寺二丁目、安養寺三丁目、安養寺四丁目、安養寺五丁目、安養寺六丁目、安養寺七丁目、安養寺八丁目、上鉤、下鉤、小柿一丁目、小柿二丁目、小柿三丁目、小柿四丁目、小柿五丁目、小柿六丁目、小柿七丁目、小柿八丁目、小柿九丁目、小柿十丁目、中沢、手原一丁目、手原二丁目、手原三丁目、手原四丁目、手原五丁目、手原六丁目、手原七丁目、手原八丁目、大橋一丁目、大橋二丁目、大橋四丁目、大橋五丁目、大橋六丁目、大橋七丁目、繩一丁目、繩二丁目、繩三丁目、繩四丁目、繩五丁目、繩六丁目、繩七丁目、繩八丁目、繩九丁目、繩十丁目、靈仙寺一丁目、靈仙寺二丁目、靈仙寺六丁目、茹原および笠川の各全部<br>下戸山、岡、目川、安養寺、伊勢落、林、六地蔵、小野、大橋三丁目、出庭、辻、高野、御園、上砥山、野尻、小平井、靈仙寺三丁目、靈仙寺四丁目、靈仙寺五丁目、北中小路、十里、荒張、井上および東坂の各一部 |
| 志賀町  | 大字小野、大字和邇中、大字今宿、大字南浜、大字中浜、大字北浜、大字高城、大字栗原、大字南船路、大字八屋戸、大字木戸、大字荒川、大字大物、大字南比良、大字北比良、大字南小松および大字北小松の各一部  |
| 中主町  | 大字比江、大字小比江、大字北比江、大字乙窪、大字吉地、大字西河原、大字比留田、大字木部、大字虫生、大字八夫、大字五条、大字井口、大字六条、大字吉川、大字菖蒲および大字喜合の各一部  |
| 野洲町  | 大字野洲、大字三上、大字妙光寺、大字北桜、大字南桜、大字永原、大字中北、大字北、大字上屋、大字辻町、大字富波乙、大字富波甲、大字小篠原、大字大篠原、大字小堤、大字入町、大字長島、大字高木、大字小南、大字市三宅、大字久野部、大字竹生、大字行畠および大字五之里の各一部   |

|         |  |
|---------|--|
| 甲 西 町   | 日枝町、大池町、小砂町、高松町および中央三丁目の各全部<br>大字柑子袋、大字平松、大字針、大字夏見、大字吉永、大字三雲、大字岩根、大字朝国、大字菩提寺、大字正福寺および大字下田の各一部  |
| 水 口 町   | 大字下山、大字山、大字泉、大字酒人、大字北脇、大字宇川、大字名坂、大字松尾、大字新城、古城が丘、朝日が丘、大字水口、大字春日および 笹が丘の各一部  |
| 土 山 町   | 大字大野、大字徳原、大字市場、大字前野、大字頓宮、大字野上野、大字瀬音、大字平子、大字北土山、大字南土山甲、大字青土および大字南土山乙の各一部  |
| 甲 賀 町   | 大字神、大字大原上田、大字大久保、大字大原中、大字鳥居野、大字相模、大字大原市場、大字高野、大字油日、大字上野、大字田堵野、大字滝および大字毛枚の各一部   |
| 甲 南 町   | 大字寺庄、大字葛木、大字深川、大字森尻、大字池田、大字竜法師、大字野尻、大字野田、大字杉谷、大字新治、大字市原、希望ヶ丘および希望ヶ丘本町の各一部  |
| 安 土 町   | 大字小中、大字上豊浦、大字下豊浦、大字西老蘇、大字香庄、大字中屋、大字上出、大字慈恩寺、大字東老蘇、大字内野、大字宮津、大字桑実寺、大字常楽寺および大字石寺の各一部   |
| 蒲 生 町   | 大字鎧物師、大字岡本、大字上麻生、大字下麻生、大字大塚、大字田井、大字大森、大字蒲生堂、大字宮川、大字外原、大字宮井、大字葛巻、大字横山、大字合戸、大字上南、大字市子殿、大字市子沖、大字市子松井、大字市子川原、大字綺田、大字寺、大字桜川東、大字桜川西、大字川合および大字木村の各一部            |
| 日 野 町   | 大字小井口、大字寺尻、大字松尾、大字大谷、大字中在寺、大字音羽、大字北畠、大字山本、大字石原、大字増田、大字豊田および大字中山の各一部  |
| 竜 王 町   | 大字鏡、大字須恵、大字小口、大字弓削、大字岩井、大字山之上、大字岡屋、大字山中および大字薬師の各一部   |
| 五 個 荘 町 | 大字下日吉、大字宮荘、大字五位田、大字竜田、大字小幡、大字中、大字梁瀬、大字和田、大字河曲、大字北町屋、大字三俣、大字金堂、大字塚本、大字石川、大字川並、大字山本、大字石塚、大字新堂および大字清水鼻の各一部  |
| 能 登 川 町 | 大字南須田、大字北須田および大字きぬがさの各全部<br>大字神郷および大字種の一部  |
| 秦 荘 町   | 大字上蚊野、大字松尾寺、大字斧磨、大字岩倉、大字蚊野、大字軽野、大字安孫子、大字東出、大字竹原、大字常安寺、大字円城寺、大字西出、大字深草、大字目加田、大字蚊野外、大字香之庄、大字元持、大字沖、大字宮後、大字北八木、大字下八木、大字島川、大字長塚、大字栗田、大字南野々目、大字野々目および大字矢守の各一部 |
| 豊 郷 町   | 大字八目の全部<br>大字石畠、大字四十九院、大字安食西、大字安食南、大字三ツ池、大字大町、大字高野瀬、大字澤、大字下枝、大字上枝、大字吉田、大字八町、大字雨降野、大字杉および大字日栄の各一部   |
| 甲 良 町   | 大字正楽寺、大字池寺、大字金屋および大字北落の各一部   |
| 多 賀 町   | 大字多賀、大字四手、大字大岡、大字八重練、大字栗栖、大字一円、大字木曾、大字久徳、大字月之木、大字中川原、大字土田、大字敏満寺、大字猿木、大字富之尾、大字嶠崎、大字川相、大字藤瀬および大字一ノ瀬の各一部  |

|         |  |
|---------|--|
| 山 東 町   | 大字長久寺、大字柏原、大字須川、大字大野木、大字志賀谷、大字北方、大字大鹿、大字堂谷、大字本郷、大字長岡、大字万願寺、大字西山、大字加勢野、大字市場、大字井之口、大字野一色、大字小田、大字間田、大字天満、大字本市場、大字池下、大字坂口および大字村居田の各一部  |
| 伊 吹 町   | 大字伊吹、大字上野、大字弥高、大字春照、大字高番、大字杉澤、大字村木および大字大清水の各一部   |
| 米 原 町   | 大字朝妻筑摩、大字磯、大字入江、大字梅ヶ原、大字米原、米原西、梅が原栄、大字上多良、大字下多良、下多良一丁目、下多良二丁目、下多良三丁目、大字中多良、中多良一丁目、中多良二丁目、大字三吉、大字樋口、大字河南、大字西坂、大字番場、大字醒井、大字枝折、大字一色、大字下丹生および大字上丹生の各一部   |
| 近 江 町   | 大字世継、大字宇賀野、大字飯、大字箕浦、大字新庄、大字顔戸、大字日光寺、大字長沢、大字能登瀬、大字寺倉、大字西円寺、大字岩脇、大字多和田、大字高溝および大字舟崎の各一部   |
| 浅 井 町   | 大字内保、大字大路、大字三田、大字大依、大字八島、大字平塚、大字尊勝寺、大字山ノ前、大字西野、大字尊野、大字湯次、大字高畑、大字力丸、大字野田、大字上野、大字小室、大字黒部、大字竜安寺、大字池奥、大字瓜生、大字田川、大字須賀谷、大字北ノ郷、大字東野、大字小野寺、大字醍醐、大字徳山、大字飯山、大字當目、大字大門、大字乗倉、大字西主計、大字東主計、大字南郷、大字今莊、大字佐野、大字南池、大字北池、大字法楽寺、大字野村、大字野瀬、大字草野、大字高山、大字寺師、大字西村、大字太田、大字郷野、大字鍛冶屋および大字岡谷の各一部 |
| 湖 北 町   | 大字丁野、大字山脇、大字馬渡、大字高田、大字速水、大字青名、大字八日市、大字小倉および大字小今の各一部  |
| び わ 町   | 大字細江、大字曾根、大字難波および大字川道の各一部  |
| 高 月 町   | 大字井口、大字持寺、大字洞戸、大字尾山、大字保延寺、大字雨森、大字柏原、大字渡岸寺、大字落川、大字森本、大字高月、大字宇根、大字東阿閉、大字東柳野、大字柳野中、大字西柳野、大字重則、大字松尾、大字西野、大字熊野、大字片山、大字西阿閉、大字東高田、大字布施、大字唐川、大字横山、大字東物部、大字西物部および大字磯野の各一部   |
| 木 之 本 町 | 大字金居原、大字杉野、大字杉本、大字音羽、大字川合、大字古橋、大字石道、大字小山、大字木之本、大字黒田、大字田部、大字千田、大字大音、大字西山、大字田居、大字北布施および大字赤尾の各一部  |
| マ キ ノ 町 | 高木浜一丁目、高木浜二丁目、大字海津、大字西浜、大字下開田、大字寺久保、大字蛭口、大字知内、大字新保、大字中庄および大字大沼の各一部   |
| 今 津 町   | 大字南新保の全部<br>大字今津、大字大供、大字弘川、大字浜分、大字北仰、大字福岡、大字下弘部、大字日置前、大字深清水および大字桂の各一部  |
| 朽 木 村   | 大字市場、大字野尻および大字岩瀬の各一部   |
| 安 曇 川 町 | 大字南古賀、大字常磐木、大字田中および大字青柳の各一部  |
| 高 島 町   | 城山台一丁目、城山台二丁目、鴨川平一丁目、鴨川平二丁目および鴨川平三丁目の各全部<br>大字勝野、大字永田、大字鴨、大字音羽、大字拝戸、大字宮野、大字野田および大字武曾横  |

|       |  |
|-------|--|
|       | 山の各一部  |
| 新 旭 町 | 大字新庄、大字安井川、大字北畠、大字藁園、大字太田、大字饗庭、大字熊野本、大字旭、大字針江および大字深溝の各一部 |

注 1 区域は、区域図表示のとおりとする。

- 2 区域図は、省略し、滋賀県琵琶湖環境部廃棄物対策課、各地域振興局および大津土木事務所ならびに各市役所および各町村役場に備え置いて一般の縦覧に供する。
- 3 各市役所および各町村役場にあっては、当該市町村の区域に係る区域図を縦覧に供する。

#### 滋賀県告示 第 131 号

滋賀県漁業調整規則 (昭和 40 年 滋賀県規則 第 6 号) 第 53 条第 3 項の規定に基づき次のとおり聴聞を行う。

平成 16 年 3 月 15 日

滋賀県知事 国 松 善 次

1 不利益処分の名あて人となるべき者の氏名

- (1) 小川正昭
- (2) 久田武二

2 聴聞の日時

- (1) 1(1)に掲げる者 平成 16 年 3 月 18 日 (木) 午後 1 時 30 分
- (2) 1(2)に掲げる者 平成 16 年 3 月 18 日 (木) 午後 3 時

3 聴聞の場所 大津市松本一丁目 2-1 大津合同庁舎 7 A 会議室

#### 滋賀県告示 第 132 号

コイヘルペスウイルス病のまん延防止のための委員会指示 (平成 16 年 琵琶湖海区漁業調整委員会指示 第 1 号、平成 16 年 滋賀県内水面漁場管理委員会指示 第 1 号) に基づき水域の範囲を次のとおり定める。

平成 16 年 3 月 15 日

滋賀県知事 国 松 善 次

河川法 (昭和 39 年 法律 第 167 号) 第 4 条第 1 項により指定された一級河川瀬田川

#### 滋賀県告示 第 133 号

車両制限令 (昭和 36 年 政令 第 265 号) 第 3 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が 4.1 メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、同令第 10 条第 1 項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが 3.8 メートルを超える 4.1 メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

この関係図面は、平成 16 年 3 月 15 日から平成 16 年 3 月 29 日まで滋賀県土木交通部道路課において一般の縦覧に供する。

平成 16 年 3 月 15 日

滋賀県知事 国 松 善 次

1 指定する道路の路線名および区間

| 路 線 名     | 区 間  |
|-----------|--|
| 国 道 306 号 | 彦根市原町字平野 644 番 1 地先から<br>彦根市外町 234 番 1 地先まで                |
| 国 道 307 号 | 犬上郡多賀町大字敏満寺字南裏 803 番 2 地先から<br>甲賀郡水口町大字水口字岡ノ後 377 番地先まで    |
| 国 道 365 号 | 伊香郡高月町大字落川字下川原 209 番 1 地先から<br>坂田郡伊吹町大字藤川字深洞 1780 番 1 地先まで |

|             |   |
|-------------|---|
| 国 道 421 号   | 神崎郡永源寺町大字山上字久保田 329 番 1 地先から<br>近江八幡市友定町字久保 475 番 1 地先まで    |
| 国 道 477 号   | 蒲生郡日野町大字河原字小中井 566 番地先から<br>蒲生郡日野町大字松尾字菰塚 922 番 1 地先まで      |
| 国 道 477 号   | 蒲生郡竜王町大字山之上字菖蒲谷 2980 番 5 地先から<br>蒲生郡竜王町大字西横闘字碓ヶ元 306 番地先まで  |
| 県道大津能登川長浜線  | 神崎郡能登川町大字今字川原 1493 番 2 地先から<br>彦根市彦富町字アシ原 1007 番 2 地先まで     |
| 県道大津能登川長浜線  | 彦根市城町二丁目 116 番地先から<br>長浜市公園町字葭立場 516 番 14 地先まで              |
| 県道大津能登川長浜線  | 草津市岡本町字澤口 261 番 7 地先から<br>草津市草津二丁目字寺田 583 番 2 地先まで          |
| 県道彦根八日市甲西線  | 蒲生郡竜王町大字山之上字長谷 2980 番 5 地先から<br>甲賀郡甲西町大字朝国字山ノ鼻 406 番 1 地先まで |
| 県道大津草津線     | 草津市矢橋町字間田 140 番 1 地先から<br>草津市野路一丁目字三ヶ林 1 番 1 地先まで           |
| 県道山東一色線     | 坂田郡山東町大字間田字栗林 644 番 2 地先から<br>坂田郡山東町大字市場字小原野 429 番 1 地先まで   |
| 県道愛知川彦根線    | 彦根市彦富町字アシ原 1007 番 2 地先から<br>彦根市柳川町字後池 167 番 1 地先まで          |
| 県道甲賀土山線     | 甲賀郡土山町大字頓宮字上大道 219 番地先から<br>甲賀郡甲賀町大字鳥居野字中山谷 89 番 3 地先まで     |
| 県道彦根近江八幡線   | 彦根市長曾根町字田中 22 番 3 地先から<br>近江八幡市中之庄町字とうため 639 番 1 地先まで       |
| 県道大津守山近江八幡線 | 草津市矢橋町字大將軍 1853 番 2 地先から<br>草津市志那中町字二ノ町 16 番 1 地先まで         |
| 県道大津守山近江八幡線 | 近江八幡市南津田 2945 番 2 地先から<br>近江八幡市中之庄町字とうため 639 番 1 地先まで       |
| 県道野洲甲西線     | 甲賀郡甲西町大字菩提寺字東出 1303 番地先から<br>甲賀郡甲西町大字岩根字出水 4440 番 1 地先まで    |
| 県道栗東志那中線    | 栗東市上鈎字中教田 161 番地先から<br>草津市志那中町字二ノ町 16 番 1 地先まで              |
| 県道中山東上坂線    | 長浜市川崎町字阪田町 279 番 1 地先から<br>長浜市東上坂町字吳竹 218 番 1 地先まで          |
| 県道草津守山線     | 草津市矢橋町字大將軍 1853 番 2 地先から<br>草津市矢橋町字間田 140 番 1 地先まで          |
| 県道平野草津線     | 大津市上田上平野町字大塚 506 番 5 地先から<br>草津市野路町字玉水 1151 番地先まで           |
| 県道木之本長浜線    | 伊香郡木之本町大字大音字大縄 100 番 4 地先から<br>伊香郡木之本町大字西山字滝安 87 番 1 地先まで   |

|             |  |
|-------------|--|
| 県道木之本長浜線    | 伊香郡高月町大字東柳野字北タウトウキ 1720 番地先から<br>東浅井郡びわ町大字曾根字名古屋 1200 番 1 地先まで |
| 県道栗見八日市線    | 神崎郡五個荘町大字築瀬字川原 11 番 3 地先から<br>八日市市建部日吉町 633 番地先まで              |
| 県道大津インター線   | 大津市朝日が丘一丁目字大谷 922 番 1 地先から<br>大津市朝日が丘一丁目字月見坂 921 番 7 地先まで      |
| 県道八日市蒲生線    | 八日市市林田町字北池 1474 番 1 地先から<br>八日市市大森町字池谷 864 番 3 地先まで            |
| 県道相谷原杣線     | 神崎郡永源寺町大字山上字門川 438 番地先から<br>神崎郡永源寺町大字山上字久保田 329 番 1 地先まで       |
| 県道賀田山安食西線   | 彦根市賀田山町字大山 489 番 1 地先から<br>犬上郡豊郷町大字安食西字坂詰 1468 番地先まで           |
| 県道多賀高宮線     | 彦根市高宮町字北切 2748 番 5 地先から<br>彦根市高宮町字中ノ倉 666 番 2 地先まで             |
| 県道祇園八幡中山線   | 長浜市祇園町字十四 300 番地先から<br>長浜市八幡中山町 1202 - 5 番地先まで                 |
| 県道西阿閉東物部線   | 伊香郡高月町大字東柳野字北タウトウキ 1720 番地先から<br>伊香郡高月町大字東物部字コリ竹 129 番 1 地先まで  |
| 県道東野虎姫線     | 東浅井郡浅井町大字内保字大池 85 番 5 地先から<br>東浅井郡浅井町大字内保字七反畑 2430 番 3 地先まで    |
| 県道上山田八日市線   | 東浅井郡湖北町大字丁野字池ノ尾 2396 番 2 地先から<br>東浅井郡湖北町大字丁野字五人割 2222 番 1 地先まで |
| 県道伊部近江線     | 長浜市国友町字六之町 1254 番 2 地先から<br>長浜市山階町字横枕町 282 番 1 地先まで            |
| 県道彦根港彦根停車場線 | 彦根市松原二丁目字大黒 31 番 1 地先から<br>彦根市船町 56 番 5 地先まで                   |
| 県道彦根城線      | 彦根市古沢町字沢町 214 番地先から<br>彦根市船町 56 番 5 地先まで                       |
| 県道彦根環状線     | 彦根市高宮町字遊行塚横田 1613 番 3 地先から<br>彦根市高宮町字樋ノ辻 1550 番 1 地先まで         |
| 県道近江八幡大津線   | 近江八幡市南津田 2945 番 2 地先から<br>大津市瀬田一丁目字大前 2250 番 2 地先まで            |

2 指定年月日 平成 16 年 3 月 22 日

3 通行方法 1 の道路を通行する高さが 3.8 メートルを超える車両は、次の通行方法によらなければならない。

- (1) 走行位置の指定 トンネル等の上空障害箇所では、車両または車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路上に隣接する施設等に入り出するためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識、樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。
- (2) 後方警戒措置 後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法 0.23 メートル以上、縦寸法 0.12 メートル以上または横寸法 0.12 メートル以上、縦寸法 0.23 メートル以上の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい個所に掲げること。

- (3) 道路情報の収集 道路の状況は、工事の実施等により変化する所以あるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

## 公 告

### 都市計画変更の図書の写しの縦覧公告

近江町が平成 16 年 3 月 15 日に変更した彦根長浜都市計画下水道に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) 第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定に基づき次の場所において公衆の縦覧に供する。

平成 16 年 3 月 15 日

滋賀県知事 國 松 善 次

#### 図書の縦覧場所

滋賀県琵琶湖環境部下水道建設課 (〒 520-8577 大津市京町四丁目 1-1)

滋賀県東北部流域下水道事務所 (〒 522-0071 彦根市元町 4-1)

### 大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法 (平成 10 年法律第 91 号) 附則第 5 条第 1 項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第 5 条第 1 項第 6 号に掲げる事項の変更をしようとする旨の届出があったので公告する。

平成 16 年 3 月 15 日

滋賀県知事 國 松 善 次

1 大規模小売店舗の名称および所在地 ららぼーと守山 守山市播磨田町 185 番 1 号

2 変更しようとする事項

(1) 変更前

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻

(ア) 開店時刻 午前 10 時

(イ) 閉店時刻 午後 8 時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前 9 時 45 分から午後 8 時 15 分まで

(2) 変更後

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻

(ア) 開店時刻 午前 9 時

(イ) 閉店時刻 午後 9 時 45 分

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前 8 時 45 分から午後 10 時まで

3 変更年月日 平成 16 年 3 月 18 日

4 変更に係るもの以外の事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名 東和興産株式会社 東京都千代田区有楽町一丁目 4 番 1 号 代表取締役 中野晴夫

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社平和堂 彦根市小泉町 31 番地 代表取締役 夏原平和 ほか小売業者 35 者

(3) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 20,159 平方メートル

(4) 駐車場の収容台数 1,343 台

(5) 駐輪場の収容台数 344 台

(6) 荷さばき施設の面積 337 平方メートル

(7) 廃棄物等の保管施設の容量 218 立方メートル

(8) 駐車場の自動車の出入口の数 7 箇所

(9) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前 6 時から午後 10 時まで

5 届出年月日 平成 16 年 3 月 2 日

## 6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間

## (1) 縦覧場所

滋賀県政策調整部広報課県民情報室 大津市京町四丁目 1-1  
 滋賀県商工観光労働部中小企業振興課 大津市京町四丁目 1-1  
 滋賀県湖南地域振興局総務振興部地域振興課 草津市草津三丁目 14-75  
 財団法人滋賀県産業支援プラザインフォメーションセンター 大津市京町四丁目 1-1  
 守山市商工観光課 守山市吉身二丁目 5-22

## (2) 縦覧期間 平成 16 年 3 月 15 日から平成 16 年 7 月 14 日まで

## 7 意見書の提出期限および提出先

- (1) 提出期限 平成 16 年 7 月 14 日  
 (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業振興課 〒 520-8577 大津市京町四丁目 1-1

## 争議行為の通知公告

労働関係調整法 (昭和 21 年 法律第 25 号) 第 37 条第 1 項の規定に基づき、大津赤十字病院労働組合執行委員長浜田美子から平成 16 年 3 月 5 日付けで賃金増額等の要求に関し争議行為を行う旨の通知があったから、次のとおり公表する。

平成 16 年 3 月 15 日

滋賀県知事 國 松 善 次

- 1 事件 大津赤十字病院および日本赤十字社と大津赤十字病院労働組合との間における争議行為  
 2 日時 平成 16 年 3 月 16 日午前零時以降要求貫徹に至るまでの期間  
 3 場所 大津赤十字病院の構内および職場  
 4 概要 あらゆる形の争議行為を実施する。

## 地 域 振 興 局 告 示

## 滋賀県湖北地域振興局告示 第 4 号

地方自治法 (昭和 22 年 法律第 67 号) 第 260 条第 1 項の規定に基づき、米原町長から土地改良法 (昭和 24 年 法律第 195 号) による土地改良事業の実施に伴い、米原町の区域内の字の区域および名称を次のとおり変更する旨の届出があった。

平成 16 年 3 月 15 日

滋賀県湖北地域振興局長 三 嶋 一 博

| 変 更 前 |     |   | 変 更 後 |    |
|-------|-----|---|-------|----|
| 大字    | 字   | 地番  | 大字    | 字  |
| 樋口    | 中ノ切 | 529 の 1、530 から 533 まで、534 の内、534 の内、539、539 の 1、540、540 の 1、540 の 2、541、541 の 1、542 から 549 まで、549 の 3、549 の 5、557 の 1、558 から 562 まで、563 の 1、569、570、571 の 1、572、573 の 1、573 の 2、574 の 1、575 の 1、576 の 1、577、578 の 1、579 の 1 | 樋口    | 小倉 |
|       | 中ノ町 | 204   |       | 大町 |
|       | 中川原 | 75 の一部、98 から 104 まで、105 の 1、105 の 2、106、107、108 の 1、109、110   |       |    |
|       | 長町  | 28 の一部、28 の 1 の一部、29 の一部、30 の一部   |       |    |
|       | 中川原 | 75 の一部、76、77  |       | 長町 |

|   |     |   |     |       |
|---|-----|---|-----|-------|
|   | 大 町 | 428 の一部、429 の 1 の一部、438 の一部、439、440 の一部   |     |       |
|   | 蛸 田 | 144 の 1、145 の 1、146 から 148 まで、158、158 の 1、158 の 2、159 の 2、160、164、166、166 の 1、166 の 2、167 の 1、170 の 1、171 から 173 まで、175 の 1、176、177、177 の 1、178 の 1 から 178 の 4 まで、179 の 1、180 の 1、182 の 1、183、183 の 1、184 の 1、185、186 | 樋 口 | 中 川 原 |
| 上記のほか、変更前の区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部は、変更後の区域に編入する。 |     |   |     |       |

## 地 域 振 興 局 公 告

## 軽油引取税免税証用紙無効公告

次のとおり軽油引取税の免税証用紙を亡失した旨の届出があったので、亡失の日以後は無効とする。

平成 16 年 3 月 15 日

滋賀県湖東地域振興局長 仲 岸 明 三 郎

| 免 税 証 の 種 類 | 用 途 | 記 号・番 号          | 枚 数 | 有 効 期 間                     | 免 税 証 に 記 載 さ れ た 販 売 業 者 の 所 在 地 お よ び 氏 名 (名 称) | 亡 失 年 月 日   |
|-------------|-----|------------------|-----|-----------------------------|---|-------------|
| 100 リットル券   | 農 業 | 357524<br>357526 | 3   | 平成 15. 4. 1<br>平成 16. 3. 31 | 愛知郡湖東町中里 21<br>湖東農業協同組合燃料センター                     | 平成 16. 3. 1 |

## 軽油引取税免税軽油使用者証用紙無効公告

次のとおり軽油引取税の免税軽油使用者証用紙を亡失した旨の届出があったので、亡失の日以後は無効とする。

平成 16 年 3 月 15 日

滋賀県東近江地域振興局長 西 田 弘

| 業 種 | 記 号・番 号                    | 有 効 期 間                      | 免 税 軽 油 使用 者 証 に 記 載 さ れ た 使用 者 の 所 在 地 お よ び 氏 名 (名 称) | 亡 失 年 月 日    |
|-----|----------------------------|------------------------------|---|--------------|
| 農 業 | 滋 賀 県<br>第 14 - 2 - 1442 号 | 平成 15. 3. 25<br>平成 17. 3. 31 | 神崎郡能登川町栗見出在家 215<br>小嶌秀一                                | 平成 16. 2. 18 |
| 農 業 | 滋 賀 県<br>第 15 - 2 - 0082 号 | 平成 15. 4. 8<br>平成 18. 2. 11  | 近江八幡市野田町 23 - 2<br>野田 守                                 | 平成 16. 2. 19 |

## 軽油引取税免税軽油使用者証用紙無効公告

次のとおり軽油引取税の免税軽油使用者証用紙を亡失した旨の届出があったので、亡失の日以後は無効とする。

平成 16 年 3 月 15 日

滋賀県湖東地域振興局長 仲 岸 明 三 郎

| 業 種 | 記 号・番 号                    | 有 効 期 間                      | 免 税 軽 油 使用 者 証 に 記 載 さ れ た 使用 者 の 所 在 地 お よ び 氏 名 (名 称) | 亡 失 年 月 日   |
|-----|----------------------------|------------------------------|---|-------------|
| 農 業 | 滋 賀 県<br>第 13 - 3 - 1136 号 | 平成 12. 3. 23<br>平成 16. 4. 15 | 愛知郡湖東町中里 35<br>河口眞治                                     | 平成 16. 3. 1 |

## 土地改良区役員退任および就任公告

土地改良法 (昭和 24 年法律第 195 号) 第 18 条第 16 項の規定により、丹生土地改良区から次のとおり役員が退任および就任した旨の届出があった。

平成 16 年 3 月 15 日

滋賀県湖北地域振興局長 三 嶋 一 博

## 1 退任

| 理事および監事の別 | 氏 名       | 住 所                   |
|-----------|-----------|-----------------------|
| 理 事       | 山 根 長 太 郎 | 伊香郡余呉町大字上丹生 2256 番地 1 |
| "         | 山 根 隆 正   | 同 所 2544 番地           |
| "         | 浅 井 捨 明   | 同 所 2766 番地           |
| "         | 前 川 利 太 郎 | 同 所 2282 番地           |
| "         | 轟 重 郎     | 同 所 2477 番地           |
| "         | 浅 井 治 善   | 同 所 307 番地            |
| "         | 三 國 忠 司   | 同 町大字下丹生 1520 番地 1    |
| "         | 湯 本 正 彦   | 同 所 804 番地            |
| 監 事       | 加 茂 光 雄   | 同 町大字上丹生 1597 番地      |
| "         | 三 國 昌 弘   | 同 町大字下丹生 1333 番地      |

## 2 就任

| 理事および監事の別 | 氏 名       | 住 所                   |
|-----------|-----------|-----------------------|
| 理 事       | 山 根 長 太 郎 | 伊香郡余呉町大字上丹生 2256 番地 1 |
| "         | 三 國 忠 司   | 同 町大字下丹生 1520 番地 1    |
| "         | 久 保 道 雄   | 同 町大字上丹生 2322 番地      |
| "         | 轟 忠 裕     | 同 所 2550 番地           |
| "         | 西 山 讓 治   | 同 所 1632 番地           |
| "         | 浅 井 清 樹   | 同 所 3277 番地 2         |
| "         | 山 根 隆 正   | 同 所 2544 番地           |
| "         | 貴 野 稔     | 同 町大字下丹生 827 番地       |
| 監 事       | 湯 本 正 彦   | 同 所 804 番地            |
| "         | 松 井 良 一   | 同 町大字上丹生 2552 番地      |

琵琶湖海区漁業調整委員会指示

内水面漁場管理委員会指示

琵琶湖海区漁業調整委員会指示 第 1 号

滋賀県内水面漁場管理委員会指示 第 1 号

漁業法 (昭和 24 年 法律第 267 号) 第 67 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成 16 年 3 月 15 日

琵琶湖海区漁業調整委員会会長 野々村 清 嗣  
滋賀県内水面漁場管理委員会会長 小島 幸 雄

1 指示の内容 公共用水面およびこれと連接一体を成す水面において、コイヘルペスウイルス病にかかり、またはかかっている疑いがあると認められた場合は、当該水域においては、琵琶湖海区漁業調整委員会または滋賀県内水面漁場管理委員会が承認した場合を除き、コイを持ち出し他の水域に放流してはならない。

この場合、知事は当該水域の範囲について速やかに公表するものとする。

2 指示の期間 平成 16 年 3 月 15 日から平成 17 年 3 月 31 日まで

琵琶湖海区漁業調整委員会指示 第 2 号

滋賀県内水面漁場管理委員会指示 第 2 号

漁業法 (昭和 24 年 法律第 267 号) 第 67 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成 16 年 3 月 15 日

琵琶湖海区漁業調整委員会会長 野々村 清 嗣  
滋賀県内水面漁場管理委員会会長 小島 幸 雄

1 指示の内容 コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、県内の公共用水面およびこれと連接一体を成す水面において捕獲されたコイを再放流する場合を除き、次のことを遵守すること。

(1) 県内の公共用水面およびこれと連接一体を成す水面にコイを放流する場合は、PCR 検査によりそのコイ群がヘルペスウイルス陰性であることを確認すること。

(2) 生死を問わず、公共用水面およびこれと連接一体を成す水面にコイを遺棄してはならない。

2 指示の期間 平成 16 年 3 月 15 日から平成 17 年 3 月 31 日まで

### 内水面漁場管理委員会告示

滋内水委告示 第 1 号

内水面第 5 種共同漁業権漁場における平成 16 年度の目標増殖量を次のとおり定める。

平成 16 年 3 月 15 日

滋賀県内水面漁場管理委員会会長 小島 幸 雄

内水面第 5 種共同漁業権漁場における平成 16 年度の目標増殖量

| 免許番号<br>内共第号 | 漁業権<br>者名<br>(組合名) | 河川名 | あ ゆ<br>(kg) | こ い<br>(kg) | ふ な<br>(kg) | うなぎ<br>(kg) | にじます<br>(尾) | あまご<br>(尾) | あまご卵<br>(粒) | いわな<br>(尾) | いわな卵<br>(粒) | わかさぎ<br>卵(万粒) | もろこ<br>(kg) |
|--------------|--------------------|-----|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|------------|-------------|------------|-------------|---------------|-------------|
| 1            | 勢多川                | 大石川 | 90          |             |             |             | 1,000       | 2,000      |             | 1,500      |             |               |             |
| 2            | 勢多川                | 信楽川 | 310         |             |             |             | 6,000       | 14,000     |             | 7,500      |             |               |             |
| 3            | 大戸川                | 大戸川 | 400         |             |             |             | 6,000       | 1,500      |             |            |             |               |             |
| 4            | 野洲川                | 野洲川 | 1,500       | 50          |             | 30          |             |            |             |            |             |               |             |
| 5            | 土山                 | 野洲川 | 1,500       | 200         | 300         | 10          | 6,000       | 7,000      |             | 6,000      |             |               |             |
| 6            | 日野町                | 日野川 |             | 100         | 200         | 5           |             |            |             |            |             |               |             |
| 7            | 愛知川                | 愛知川 | 700         | 50          | 50          | 10          |             | 5,000      |             | 5,000      |             |               |             |
| 8            | 愛知川<br>上流          | 愛知川 | 500         |             |             | 20          | 2,000       | 16,000     |             | 13,000     |             |               |             |
| 9            | 大滝                 | 犬上川 | 350         | 10          | 100         | 10          | 3,000       | 8,000      |             | 1,000      | 20,000      |               |             |
| 10           | 多賀                 | 芹川  | 100         |             |             | 5           | 8,000       | 4,000      |             | 500        |             |               |             |

|     |          |             |       |     |       |     |        |         |        |        |        |       |    |
|-----|----------|-------------|-------|-----|-------|-----|--------|---------|--------|--------|--------|-------|----|
| 11  | 姉上川<br>流 | 姉川          | 50    |     |       |     | 3,000  | 15,000  | 12,000 | 10,000 | 12,000 |       |    |
| 12  | 草野川      | 草野川         | 115   |     |       | 10  | 5,000  | 5,500   | 4,000  | 4,100  | 4,000  |       |    |
| 13  | 高時川      | 高時川・<br>杉野川 | 400   |     |       | 5   | 3,000  | 500     |        | 500    |        |       |    |
| 14  | 杉野川      | 杉野川         | 100   |     |       | 10  |        | 3,500   | 15,000 | 2,000  | 15,000 |       |    |
| 15  | 丹生川      | 高時川         | 500   |     |       | 30  |        | 6,000   |        | 3,000  |        |       |    |
| 16  | 余呉湖      | 余呉湖         |       | 300 | 350   | 110 |        |         |        |        |        | 4,000 | 30 |
| 17  | 柳ヶ瀬川     | 余呉川         |       |     |       |     | 5,000  |         | 1,000  |        |        |       |    |
| 18  | 三谷       | 石田川         | 100   |     |       | 7   |        | 1,500   |        |        |        |       |    |
| 19  | 三谷       | 寒風川         | 50    |     |       |     |        | 200     |        |        |        |       |    |
| 20  | 天増川      | 天増川         |       |     |       |     |        | 2,000   |        | 2,000  |        |       |    |
| 21  | 高鴨島川     | 鴨川          | 30    |     |       |     | 1,500  | 3,000   |        | 1,500  |        |       |    |
| 22  | 廣瀬       | 安曇川         | 440   |     |       | 10  |        | 600     |        | 600    |        |       |    |
| 23  | 朽木村      | 安曇川         | 2,000 |     |       | 10  |        | 15,000  |        | 10,000 |        |       |    |
| 24  | 朽木村      | 針畠川         | 250   |     |       |     |        | 5,000   |        | 5,000  |        |       |    |
| 25  | 葛川       | 安曇川         | 260   |     |       |     |        | 30,000  | 30,000 | 10,000 | 10,000 |       |    |
| 合 計 |          |             | 9,745 | 710 | 1,000 | 282 | 44,500 | 150,300 | 61,000 | 84,200 | 61,000 | 4,000 | 30 |

注) 種苗 1 尾の体重は、あゆ 4 g、にじます・こい 20 g、ふな・うなぎ・あまご・いわな 15 g を基準とする。